

(非公式訳)

投資委員会布告  
第 3/2563 号  
件名：投資促進措置

-----  
仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策  
および基準に引き続き、

ターゲット産業における大型プロジェクトの国内への投資が迅速に行われるよう促  
進するため、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条、および第 35 条  
の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

第 1 項 仏暦 2562 年(2019 年)10 月 28 日付投資委員会布告第 4/2562 号、件名：投  
資促進措置を廃止する。

第 2 項 全ての県を投資奨励区とする。

第 3 項 条件

3.1 グループ A1、A2、および A3 における事業であること。ただし、航空  
輸送事業、海上輸送事業など事業所のない事業、および特別経済開発区に立地する業種  
2.17、6.15、6.16、6.17 および 7.24 は除く。

3.2 各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典を付  
与されたプロジェクトであること。

3.3 土地代および運転資金を除いた投資金額は以下の通りである。

(1) 2020 年 2 月 6 日から 2020 年 12 月 30 日までに 5 億バーツ以上の  
投資を実施すること。または

(2) 2020 年 2 月 6 日から 2021 年 12 月 30 日までに 10 億バーツ以上の  
投資を実施すること。

3.4 機械輸入期限の延長は認められない。ただし、操業開始期限の延長は  
検討の余地がある。

第 4 項 第 3 項の条件通りに実行したプロジェクトは法人所得税免除期間が終了し  
た日から 5 年間にわたり、法人所得税の 50%減税恩典が付与される。

第 5 項 本布告は 2019 年 1 月 2 日から 2020 年の最終営業日までの間に投資奨励を  
申請するプロジェクトに適用する。

第 6 項 本投資促進措置に基づく追加恩典の申請は 2022 年 6 月の最終営業日までに  
事務局が指定する書式を用いて、投資実施済みの証拠を提出すること。

直ちに有効とする。

発布日：仏暦 2563 年 (2020 年) 3 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長